

平成30年10月31日

売店営業者等の募集について（公告）

国有財産事務分掌者

京都地方裁判所長 石 井 寛 明

京都地方裁判所の一部において、有償による使用許可を受け、売店の営業を行い、かつ、自動販売機を設置し、来庁者等に清涼飲料水等を販売する方を募集します。応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

1 件名

京都地方裁判所庁舎における使用許可（売店営業及び自動販売機の設置）の相手方の選定

2 募集の趣旨

京都地方裁判所の一部について、売店の営業を行い、かつ、自動販売機を設置し、来庁者等に清涼飲料水等を販売する前提で使用許可（有償）をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人であると個人であることを問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書の優劣により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 参加資格

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (7) 最高裁判所から指名の対象外とすることを定める措置を受けていないこと。

4 使用許可をする場所

(1) 売店営業

京都市中京区菊屋町 京都地方裁判所庁舎 1階

(2) 自動販売機の設置

京都市中京区菊屋町 京都地方裁判所庁舎 地下1階

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

5 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、売店の営業を行い、かつ、自動販売機を設置し、来庁者等に清涼飲料水等を販売する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

6 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

平成30年10月31日（水）から11月13日（火）まで（裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第1条に規定する裁判所の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで（ただし、午後零時15分から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

京都市中京区菊屋町

京都地方裁判所事務局経理課管理係

電話075（257）9157（ダイヤルイン）

ウ 交付方法

交付場所において無料で交付する（郵送又は電送による交付申込みは受け付けない。）

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

平成30年11月20日（火）から同月30日（金）まで（休日を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで（午後零時15分から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

前記企画提案募集要領の交付場所と同じ

ウ 提出方法

提出場所に持参する方法による（郵送又は電送による提出は受け付けない。）。

エ 提出部数 6部

7 質問及び回答

(1) 本件の応募又は企画提案書の作成、提出に関する質問は、提出期限まで、書面にて受け付けるので、提出場所に持参する。

ただし、手続及び企画提案書の形式についての質問は、前記企画提案募集要領交付場所に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本工業規格A列4番の用紙を用いる。

イ 提出期限 平成30年11月13日（火）午後4時30分まで

ウ 提出場所 前記企画提案募集要領の交付場所と同じ

- (2) 回答書は、次の交付日時に交付場所において手交する（電送又は郵送による回答は行わない。）。

ア 交付日時 平成30年11月19日（月）午後4時から午後5時まで

イ 交付場所 前記企画提案募集要領の交付場所と同じ

8 使用許可をする相手方を選定するための手順

- (1) 提出した企画提案書が次の一つに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所、提出期限又は提出方法が前記6に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

- (2) 欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について評価し、最も評価が高い企画提案書を提出した応募者を使用許可の相手方として選定する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

9 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書の作成及び提出並びに本件に応募することに関わる費用は、すべて応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。